

平成17年度大学・大学院における教員養成推進プログラム審査要項
訂正部分 新旧対照表

項 目	旧	新
II 本事業の審査	○ 委員会の下に申請された教育プロジェクトについて評価をする評価委員を置く。	○ <u>選定</u> 委員会の下に申請された教育プロジェクトについて評価をする評価委員を置く。
II 本事業の審査	○ 評価委員は、審査の客観性を <u>を</u> 担保するために、申請された教育プロジェクトについて、評価を行う。	○ 評価委員は、審査の客観性を担保するために、申請された教育プロジェクトについて、評価を行う。
III 審査手順	評価委員による <u>評価</u> ・書面による評価 など	評価委員による <u>審査</u> ・書面による評価 など
IV その他 2 利害関係者の排除	○ 申請に直接関係する <u>専門</u> 委員は、 <u>評価書の作成</u> を行わないものとする。	○ 申請に直接関係する委員は、 <u>審査</u> を行わないものとする。 <u>書面審査の場合は、当該委員を除く委員で審査を行うこととし、合議審査(面接審査等を含む。)の場合は、当該申請の審査には参加しないこととする。</u>